官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　二
〔省　令〕
○更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令（法務一一）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二五）　六
○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　八
○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（同二七）　一〇
○医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（同二八）　一〇
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一七）　一二
○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（同一八）　一三
〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府三六）　一三
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（同三七～四〇）　一三
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委三）　一四
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（同四）　一三六
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同五）　一三七
○競馬を行うことができる市を指定する件（総務九四）　一四〇
○自転車競走を行うことができる市を指定する件（同九五）　一四一
○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件（同九六）　一四一
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働六九）　一四一
○基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　一四八
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（同七一）　一五三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同七二）　一五九
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同七三）　一六〇
○結核医療の基準の一部を改正する件（同七四）　一六一
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同七五）　一六二
○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関（同七六）　一六二
○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（同七七）　一六三
○救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件（同七八）　一六三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同七九）　一六三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同八〇）　一六四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（同八一）　一六六
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同八二）　一七一
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同八三）

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（**経済産業**三二）　一七三
○木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示（**国土交通**二一五）　一七六
○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（**同**二一六）　一八〇
○道路に関する件（**関東地方整備局**一三三～一三五）　一九〇
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四三、四四）
○道路に関する件（**中国地方整備局**三〇）
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**二四）
○道路に関する件（**北海道開発局**二八～三一）

〔**官庁報告**〕

官庁事項
令和七年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一九一
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　二〇〇
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）

府令・省令

○**内閣府**、**文部科学省**、**厚生労働省**、**経済産業省**令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十七条第三項（同法第四十条、第四十四条及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）第六条の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（旅費の額） **第十五条**　令第六条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第十七条第二項において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。 主務大臣の区分　在勤官署の所在地 ［略］　［略］ （旅費の額の計算に係る細目） **第十七条**　［項を削る。］ ［①］　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所その他の事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 3　主務大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（旅費の額） **第十五条**　令第六条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。 主務大臣の区分　在勤官署の所在地 ［同上］　［同上］ （旅費の額の計算に係る細目） **第十七条**　［①］　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所その他の事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4　主務大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この命令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省　令

○法務省令第十一号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定款の変更の認可申請） **第十一条**　［略］ ２　［略］ ３　法務大臣等は、前項に規定するもののほか、当該認可に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。	（定款の変更の認可申請） **第十一条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（解散の認可等の申請） **第十五条**　［略］ ２　［略］ ３　法務大臣は、前項に規定するもののほか、当該認可又は認定に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。	（解散の認可等の申請） **第十五条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（残余財産の処分の認可申請） **第十七条**　［略］ ２　［略］ ３　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（残余財産の処分の認可申請） **第十七条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（合併の認可申請） **第十九条**　［略］ ２　［略］ ３　第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（合併の認可申請） **第十九条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（認可に係る事項の変更の認可申請） **第二十四条**　［略］ ２　［略］ ３　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（認可に係る事項の変更の認可申請） **第二十四条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請） **第二十七条**　［略］ ２　［略］ ３　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請） **第二十七条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える］
（寄附金の募集の許可申請） **第三十条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（寄附金の募集の許可申請） **第三十条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第九号（第十四条、第二十八条関係）

様式第九号を次のように改める。

年度　事　業　成　績　書

（認可事業者・届出事業者の名称）

1　更生保護事業

(1)　宿泊型保護事業

ア　宿泊の供与をした被保護者の実人員とその内容

区分＼保護の種別		保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
前年度からの継続　(A)						
当年度開始	入所　(B)					
	種別異動　(C)					
当年度終結	退所　(D)					
	種別異動　(E)					
翌年度へ継続(A+B+C-D-E)						
実人員　(A+B+C)						
種別異動を除く実人員(A+B)						

イ　宿泊の供与及び食事の給与をした延人員

区分＼保護の種別	保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
	補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
宿泊供与延人員					
食事給与延人員					

ウ　退所者の保護の期間その他の状況

保護の期間（人）		退所理由（人）		退所先（人）		退所時の職業（人）	
５日未満		円満退所		親族		事務従事者	
10日　〃		勧告退所		知人・友人		販売従事者	
20日　〃		無断退所		下宿・借家等		サービス職業従事者	
１月　〃		事故退所		就業先		保安職業従事者	
２月　〃		その他		社会福祉施設		農林漁業従事者	
３月　〃				その他		輸送・機械運転従事者	
６月　〃				不詳		生産工程従事者	
１年　〃						建設・採掘従事者	
２年　〃						運搬・清掃・包装等従事者	
３年　〃						専門的・技術的職業従事者	
３年以上						管理的職業従事者	
						無職者	
						不詳	
計		計		計		計	

(2)　通所・訪問型保護事業

ア　保護を行った被保護者の実人員

区分＼被保護者の種別	補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
実人員				

イ　保護の内容

区分＼被保護者の種別		補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
帰住の援助					
医療の援助					
就職の援助					
金品の給与又は貸与	帰住旅費	（　）	（　）	（　）	（　）
	食事費	（　）	（　）	（　）	（　）
	その他	（　）	（　）	（　）	（　）
生活相談					
特定補導					
その他					

(3)　集団処遇等の実施状況

(4)　地域連携・助成事業

ア　地域における連絡協力体制の整備

イ　地域住民の参加の促進

ウ　人材の確保・養成・研修

エ　啓発・連絡・調整・助成

２　公益事業

(1)　事業の実施結果に関する事項

(2)　その他の事項

３　収益事業

(1)　事業の実施結果に関する事項

(2)　その他の事項

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　１の(1)のアの「当年度開始」の欄の「種別異動(C)」の欄には、保護実施中に保護の種別が変更して当該種別に該当することになった者の数を、「当年度終結」の「種別異動(E)」の欄には、該当しなくなった者の数を、それぞれ記載すること。

３　１の(1)のイの「宿泊供与延人員」及び「食事給与延人員」の欄には、それぞれ１人１日分を延１人として記載すること。

４　１の(2)のイには、同一の被保護者に複数の保護を実施した場合には、各該当欄にそれぞれ１名分として記載すること。就職の援助等について、特定補導として実施した場合には、「特定補導」の欄に記載すること。「金品の給与又は貸与」の欄の各欄の括弧内には、貸与した者の数を内数として記載すること。

５　１の(3)には、当該年度内に実施した集団処遇等について、その種類ごとに回数及び参加延べ人員を記載すること。

６　公益事業のうち少年法第25条第２項第３号の規定による補導委託については、２の欄の記載に代えて次のとおり記載することができる。

(1)　１の(1)のア及びイの区分の各欄について、それぞれ合計を欄外に枠を設けて記載すること。

(2)　１の(1)のウにおいて同様の表を用いて「(家庭裁判所からの補導委託)」の表題を付して本表の次に別記すること。

様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号（第二十二条関係）

年　　月　　日

法　務　大　臣　　殿

申 請 者（住　　所）
（氏　　名）

宿泊型保護事業経営認可申請書

更生保護事業法第45条の規定により、下記のとおり宿泊型保護事業を営むことについて認可を受けたいので、申請します。

記

１　名　称
２　事務所の所在地
３　宿泊型保護事業の内容
(1)　被保護者の種別及び種別ごとの収容定員
(2)　被保護者に従事させる職業訓練その他の作業の種類
(3)　職業紹介事業の実施の有無
４　被保護者に対する処遇の方法
５　更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
(1)　宿泊型保護事業の用に供する土地
ア　所在地、地番、地目及び地積
イ　使用の権原
(2)　宿泊型保護事業の用に供する建物
ア　所在地、家屋番号、構造及び床面積
イ　使用の権原
(3)　更生保護施設の設備
ア　土地の区画並びに区画内の建物及び構築物の配置
イ　建物内部の使用区分
ウ　居室（専ら被保護者の宿泊の用に供する部屋）ごとの床面積、被保護者の種別及び定員
エ　被保護者用の洗面所及び便所の数
６　実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
７　宿泊型保護事業の開始予定時期
８　定款その他の基本約款
９　経理の方針
(1)　財産管理の方法
(2)　経費に充てる主たる財源
(3)　収益事業の種類
10　資産の状況
11　経営の責任者
(1)　氏名及び経歴
(2)　資産の状況
（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　１には、事業を営もうとする者の名称を記載すること。

３　２は、事務所を２か所以上設ける場合には、主たる事務所のほか、更生保護施設の事務所及びその他の事務所の区分を明らかにして記載すること。

４　３の(1)には、被保護者の性別、成人又は少年の別を記載し、その種別ごとに、収容定員を記載すること。その他被保護者の範囲を限定する場合には、その旨を記載すること。

５　４には、更生保護施設で行う処遇の方法について記載すること。ただし、「別紙「処遇規程」のとおり。」等と記載して、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成14年法務省令第37号）第３条第１項の規定による処遇規程を添付することとしてよい。

６　５の(1)のア及び(2)のアには、それぞれ登記簿の記載に沿って、所在地等を記載すること。

７　５の(3)の各事項については、「別紙「〇〇〇平面図」のとおり。」等と記載して、当該更生保護施設の平面図を添付し、適宜図面において明らかにすることとしてよい。

８　６には、実務に当たる各幹部職員の職名、氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。

９　８については、「別紙「一般財団法人〇〇〇定款」のとおり。」等と記載して、当該基本約款を添付することとしてよい。

10　９の(1)については、基本約款に定めがある場合には、「基本約款に記載のとおり。」等と記載することとしてよい。

11　10には、土地、建物その他の重要な資産の状況について記載すること。

12　11の(1)には、経営の責任者の氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。

13　11の(2)には、経営の責任者の所有する資産の総額及び主な資産の種別ごとの金額並びに負債がある場合にはその総額を記載すること。

14　８から11までの各事項については、事業を営もうとする者が更生保護法人である場合又はこの申請と併せて更生保護事業法第10条に規定する更生保護法人の設立の認可申請を行う者である場合には、記載を要しない。

様式第二十号（第二十九条関係）

（宿泊型保護事業用）

保　護　簿

（ふりがな） 氏　　名 生年月日			年　月　日生　男・女		
種別	委託保護	補導援護・救　護	(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者　(5)刑執行停止中の者	保護観察期間	．．～．．
		更生緊急保護	(一)刑執行終了　(二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前　(四)単純執行猶予 (五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金・科料 (七)労役場　(八)退院・仮退院期間満了　(九)実刑部分執行終了	法定期間	．．～．．
				更生保護法第85条第4項ただし書適用の有無	有　・　無
	任意保護		(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了　(ウ)その他	種別異動状況	有　・　無

保護の状況	入所年月日	．　．		退所年月日	．　．		
	委託保護					任意保護の状況	特記事項
	受託等年月日	補導援護(一般)	食事付宿泊	宿泊	委託保護終了予定日		

保護の実施結果	食事の給与日数			宿泊の供与日数			その他の保護
	補導援護・救　護	更生緊急保護	任意保護	補導援護・救　護	更生緊急保護	任意保護	

退所時の状況	退所理由	(1)円満退所　(2)勧告退所　(3)無断退所 (4)事故退所　(5)その他		遺留金品	有　・　無
	退所先	(1)親族　(2)知人・友人　(3)下宿・借家等　(4)就業先　(5)社会福祉施設 (6)その他　(7)不詳			
	退所時の職業	(1)事務従事者　(2)販売従事者　(3)サービス職業従事者　(4)保安職業従事者　(5)農林漁業従事者 (6)輸送・機械運転従事者　(7)生産工程従事者　(8)建設・採掘従事者　(9)運搬・清掃・包装等従事者 (10)専門的・技術的職業従事者　(11)管理的職業従事者　(12)無職者　(13)不詳			

退所後の状況	訪問支援・フォローアップの実施状況	受託等年月日	委託保護終了予定日	区　分	備　考
				(1)生活相談 (2)特定補導	

様式第二十号を次のように改める。

処　遇　の　記　録	
（処遇計画）	
（年　月　日）	

（通所・訪問型保護事業用）

保　護　簿

（ふりがな） 氏　　名 生年月日		年　月　日生　男・女
種別	補導援護・救護	(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者
	更生緊急保護	(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予　(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金・科料　(七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了　(九)実刑部分執行終了
	その他	(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了

区分 / 保護実施日又は委託期間	帰住の援助	医療の援助	就職の援助	金品の給与			金品の貸与			生活相談	特定補導	その他
				帰住旅費	食事費	その他	帰住旅費	食事費	その他			

備考	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(九)実刑部分執行終了」とすること。

3　宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。

4　更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、「補導援護（一般）」とあるのを「更生緊急保護（その他）」と読み替えるものとすること。

5　宿泊型保護事業用の「特記事項」の欄の記載については、以下のとおりとすること。

(1)　高齢・障害に対応した特別処遇の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「特別処遇　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(2)　職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練）　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(3)　補導援護（特定補導Ａ群ないしＤ群）の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「補導援護（特定補導（○群））　　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

(4)　更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、上記(2)に「補導援護（職業訓練）」とあるのを「更生緊急保護（職業訓練）」と、上記(3)に「補導援護（特定補導○群）」とあるのを「更生緊急保護（特定補導○群）」と読み替えるものとすること。

6　宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、

被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。

7　宿泊型保護事業用の「その他の保護」の欄には、食事及び宿泊の供与以外の保護を実施した場合に、被保護者の退所時に、保護の種類及びその保護を実施した日数を記載すること。

8　宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。

9　通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に〇印を記載すること。

10　宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。

11　保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十一号（第二十九条関係）

金品給貸与簿

年月日	種別	氏名 生年月日	金員			物品			
			給与額	貸与額	返還額	品目	給与数	貸与数	返還数
	（　　）	年　月　日生							

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。

(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者

(5)刑執行停止中の者

㈠刑執行終了　㈡刑執行免除　㈢保護観察付執行猶予確定前　㈣単純執行猶予

㈤起訴猶予・処分保留　㈥罰金・科料　㈦労役場

㈧退院・仮退院期間満了　㈨実刑部分執行終了（※）

㈠保護観察終了　㈡法定期間満了

（※）「㈨実刑部分執行終了」は、拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。

３　貸与した金員又は物品の返還があったときは、その日付及び金額又は数量を当該貸与した日の「返還額」又は「返還数」の欄に記載すること。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第二十二号（第二十九条関係）

被保護者名簿

（宿泊型保護事業用）

種別	氏名 生年月日	委託		任意		備考
		保護開始 年月日	保護終了 年月日	保護開始 年月日	保護終了 年月日	
（　）	年　月　日生					

（通所・訪問型保護事業用（甲））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生			

（通所・訪問型保護事業用（乙））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生		１　金品給与　帰住旅費（　） 食事費　（　） その他　（　） ２（　）	

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。

(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者

(5)刑執行停止中の者

(ｲ)刑執行終了　(ﾛ)刑執行免除　(ﾊ)保護観察付執行猶予確定前　(ﾆ)単純執行猶予

(ﾎ)起訴猶予・処分保留　(ﾍ)罰金・科料　(ﾄ)労役場

(ﾁ)退院・仮退院期間満了　(ﾘ)実刑部分執行終了（※）

(ﾇ)保護観察終了　(ﾙ)法定期間満了

（※）「(ﾘ)実刑部分執行終了」は、拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。

３　通所・訪問型保護事業用（乙）の記入に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)　「保護の内容」の欄には、金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し、金品給与以外の場合には「２」にその内容を記載する。

(2)　「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに、貸与した金品の返還があったときは、その日付、金額又は数量を記載する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の更生保護事業法施行規則（以下「新規則」という。）様式第九号は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する会計年度に係る事業成績書について適用し、施行日前に終了する会計年度に係る事業成績書については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5　この省令の施行日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間においては、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

6　刑法等一部改正法の施行の日から当分の間、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑に」とあるのは、「拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑に」と、「拘禁刑が」とあるのは、「拘禁刑又は旧刑法第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑が」とする。

○厚生労働省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～一の二十九　（略） （削る） 一の三十～一の三十五　（略） 二～四の二　（略） （削る）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～一の二十九　（略） 一の三十　Ｎ－エチル－Ｎ－メチルカルバミン酸三－［（一Ｓ）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）及びその製剤。ただし、一枚中Ｎ－エチル－Ｎ－メチルカルバミン酸三－［（一Ｓ）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤を除く。 一の三十一～一の三十六　（略） 二～四の二　（略） 四の三　七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－ｂ］ピリダジン－六－イル）－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－四－オン（別名リスジプラム）及びその製剤。ただし、一瓶（二ｇ）中七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－ｂ］ピリダジン－六－イル）－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－四－オン六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤を除く。

四の三・四の四	（略）
五～十二の八	（略）
十二の九	マバカムテン及びその製剤。ただし、一カプセル中マバカムテン五㎎以下を含有するものを除く。
十二の十	マラリキシバット、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一㎖中マラリキシバット塩化物として十㎎を含有する内用液剤を除く。
十二の十一	（略）
十三～十七	（略）
十八	リスジプラム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)	一瓶（二g）中リスジプラム六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤
(2)	一錠中リスジプラム五㎎以下を含有するもの
十九	リバスチグミン及びその製剤。ただし、一枚中リバスチグミン五一・八四㎎以下を含有する貼付剤を除く。

劇　薬

（略）

有機薬品及びその製剤

一～十一の七	（略）
十一の八	イボシデニブ及びその製剤
十一の九～十一の三十二	（略）
十一の三十三	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続三］及びその製剤
十一の三十四～十一の四十二	（略）
十二～十二の十七	（略）

（削る）

十二の十八～十二の四十五	（略）
十三～二十六の三十六	（略）

（削る）

二十六の三十七～二十六の五十	（略）
二十七～六十の二	（略）
六十の三	チスレリズマブ及びその製剤
四の四・四の五	（略）
五～十二の八	（略）

（新設）

十二の九	（略）
十三～十七	（略）

（新設）

（新設）

劇　薬

（略）

有機薬品及びその製剤

一～十一の七	（略）

（新設）

十一の八～十一の三十一	（略）

（新設）

十一の三十二～十一の四十	（略）
十二～十二の十七	（略）
十二の十八	N－エチル－N－メチルカルバミン酸三－［（一S）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）のその製剤であつて一枚中N－エチル－N－メチルカルバミン酸三－［（一S）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤
十二の十九～十二の四十六	（略）
十三～二十六の三十六	（略）
二十六の三十七	七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－b］ピリダジン－六－イル）－四H－ピリド［一・二－a］ピリミジン－四－オン（別名リスジプラム）の製剤であつて、一瓶（二g）中七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－b］ピリダジン－六－イル）－四H－ピリド［一・二－a］ピリミジン－四－オンとして六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤
二十六の三十八～二十六の五十一	（略）
二十七～六十の二	（略）

（新設）

六十の四	チソツマブ　ベドチン及びその製剤
六十一～百十八	（略）
百十八の二	マバカムテンの製剤であつて一カプセル中マバカムテンとして五mg以下を含有するもの
百十八の三～百十八の八	（略）
百十九～百三十四の三	（略）
百三十四の四	ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百三十四の五～百三十四の十	（略）
百三十四の十一	リスジプラムの製剤であつて次に掲げるもの
(1)	一瓶（二g）中リスジプラム六〇mg以下を含有するドライシロツプ剤
(2)	一錠中リスジプラム五mg以下を含有するもの
百三十四の十二	（略）
百三十四の十三	リバスチグミンの製剤であつて一枚中リバスチグミン五一・八四mg以下を含有する貼付剤
百三十四の十四～百三十四の十六	（略）
百三十五～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～三十七	（略）
三十八	イボシデニブ及びその製剤
三十九～百四十三	（略）
百四十四	チスレリズマブ及びその製剤
百四十五	チソツマブ　ベドチン及びその製剤
百四十六～二百三十八	（略）
二百三十九	ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二百四十～二百四十六	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

附則に次の一項を加える。

5　厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和八年三月三十一日までの間（当該期間内に開始された処置にあっては、当該処置が終了するまでの間）、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤の投与とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条、第六十条第三項及び第六十四条第二項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（新設）	
六十一～百十八	（略）
（新設）	
百十八の二～百十八の七	（略）
百十九～百三十四の三	（略）
（新設）	
百三十四の四～百三十四の九	
（新設）	
百三十四の十	（略）
（新設）	
百三十四の十一～百三十四の十三	（略）
百三十五～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～三十七	（略）
（新設）	
三十八～百四十二	（略）
（新設）	
（新設）	
百四十三～二百三十五	（略）
（新設）	
二百三十六～二百四十二	（略）

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額） **第四十三条**　（略） 2　基礎率は、次のとおり定められるものとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。 イ　（略） ロ　男子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・六八以上　一・〇以下 ハ　女子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・六五以上　一・〇以下 ニ　（略） 三・四　（略） 3　（略） （最低積立基準額） **第五十五条**　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八四を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。 2・3　（略） （積立上限額の算定方法） **第六十二条**　当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。 一　次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額 イ　（略） ロ　予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。 (1)　（略）	（掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額） **第四十三条**　（略） 2　基礎率は、次のとおり定められるものとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。 イ　（略） ロ　男子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・七二以上　一・〇以下 ハ　女子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・七二以上　一・〇以下 ニ　（略） 三・四　（略） 3　（略） （最低積立基準額） **第五十五条**　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八六を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。 2・3　（略） （積立上限額の算定方法） **第六十二条**　当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。 一　次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額 イ　（略） ロ　予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。 (1)　（略）

(2)　男子であって、加入者であった者又はその遺族（(4)に掲げる者を除く。）　〇・六八
(3)　女子であって、加入者であった者又はその遺族（(4)に掲げる者を除く。）　〇・六五
(4)　（略）
ハ　（略）
二　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条第一項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二十二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業報告書等の届出等）	（事業報告書等の届出等）
第三十三条の二の十二　（略）	**第三十三条の二の十二**　（略）
2　前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	2　前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。
3　第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。	3　第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。
4・5　（略）	4・5　（略）
（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）	（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）
第三十八条の五　（略）	**第三十八条の五**　（略）
2　前項第一号の措置は、第三十三条の二の十二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	2　前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。
3　第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。	3　第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。

（代表理事の選定等の認可の申請）

第三十九条の二十七　（略）

（法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法）

第三十九条の二十八　法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

（医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課）

第三十九条の二十八の二　法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。

（医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額）

第三十九条の二十九　認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

（地域医療連携推進法人会計基準の一部改正）

第二条　地域医療連携推進法人会計基準（平成二十九年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸借対照表等に関する注記）	（貸借対照表等に関する注記）
第十七条　貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。	**第十七条**　貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額	三　法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。 （医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額） **第三十九条の二十九**　認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。 （新設）
四～八　（略）	四～八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第五を次のように改める。

様式第５（第16条又は第34条関係）

※受理年月日	
※取消年月日	

第一種エネルギー管理指定工場等
第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等
第一種管理統括エネルギー管理指定工場等
第一種管理関係エネルギー管理指定工場等
第二種エネルギー管理指定工場等
第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等
第二種管理統括エネルギー管理指定工場等
第二種管理関係エネルギー管理指定工場等　指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１０条第２項、第１３条第２項、第２２条第２項、第２５条第２項、第３４条第２項、第３７条第２項、第４３条第２項又は第４６条第２項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

１．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

２．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

工場等の概要	エネルギー管理指定工場等番号	
	名　称	
	所　在　地	〒
	主たる事業	
	細分類番号	
	エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

３．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　名	
電　話	
F　A　X	
メールアドレス	

備　考	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
３　申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
４　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
５　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

6　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第３条又は第６条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
7　「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定通知書に記載された番号を記入すること。

様式第九を次のように改める。

様式第９（第 36 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

令和７年３月27日　木曜日　官　報　（号外第66号）　24

事業者単位の報告

特定－第１表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料		原油（コンデンセートを除く。）	kl												
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
		揮発油	kl												
		ナフサ	kl												
		ジェット燃料油	kl												
		灯油	kl												
		軽油	kl												
		A重油	kl												
		B・C重油	kl												
		石油アスファルト	t												
		石油コークス	t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
		石炭コークス	t												
		コールタール	t												
		コークス炉ガス	千m³												

| | | |

地熱	千kWh														
	kW														
水力	千kWh														
	kW														
その他非燃料由来の非化石（　）	千kWh														
	kW														
その他非燃料由来の非化石（　）	千kWh														
	kW														
その他燃料 化石	千kWh		※1									※1		※1	
その他燃料 非化石	千kWh		※1									※1		※1	
その他熱 化石	千kWh		※1									※1		※1	
その他熱 非化石	千kWh		※1									※1		※1	
小計	千kWh														
うち非化石	千kWh														
重み付け非化石	千kWh														
合計　GJ															
うち非化石　GJ															
原油換算 kl			Ⓢ-1				Ⓣ			Ⓣ'	Ⓢ-2				
うち非化石 kl															
前年度原油換算 kl															
対前年度比（%）															

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

2　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

4　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　1　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-1）＝（Ⓐ-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）＝（Ⓒ-1）／（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）＝（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）＝（Ⓕ-1）／（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）＝（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-1）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-1）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ-1’）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）＝（Ⓦ-1）／（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）＝（Ⓘ-1）＋（Ⓘ-1）＋（Ⓘ-1）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。

２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。

４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。

５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ-2）=（Ⓐ-2'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）=（Ⓒ-2）/（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）=（Ⓒ-2）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）=（Ⓕ-2）/（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-2）=（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称											（①-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
2	工場等に係る事業の名称											（②-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
3	工場等に係る事業の名称											（③-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）=（Ⓦ-2）/（Ⓧ-2）×100 （Ⓩ-2）=（①-2）+（②-2）+（③-2）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ'（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ'-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-1）の構成割合（%） （Ⓓ'-1）=（Ⓒ'-1）/（Ⓤ'-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ'-1）=（Ⓓ'-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ'-1'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ'-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ'-1）	（Ⓧ'-1）	（Ⓨ'-1）=（Ⓦ'-1）/（Ⓧ'-1）×100 （Ⓩ'-1）=（Ⓘ'-1）+（Ⓘ'-2）+（Ⓘ'-3）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-1）（Ⓧ'-1）（Ⓨ'-1）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ'-1'）Ⓑ Ⓑ'（Ⓒ'-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ'-1）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ'-2')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	(Ⓒ'-2)=(Ⓐ'-2')×-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-2)の構成割合（%） (Ⓓ'-2)=(Ⓒ'-2)/(Ⓤ'-2)×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-2)=(Ⓒ'-2)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-2)=(Ⓕ'-2)/(Ⓖ'-2)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (①'-2)=(Ⓓ'-2)×(Ⓗ'-2)/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(①'-2)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(②'-2)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(③'-2)
事業者全体		(Ⓢ-2)（合計）	(Ⓢ'-2')（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	(Ⓤ'-2)（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	(Ⓦ'-2)	(Ⓧ'-2)	(Ⓨ'-2)=(Ⓦ'-2)/(Ⓧ'-2)×100	(Ⓩ'-2)=(①'-2)+(②'-2)+(③'-2)+…

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　(Ⓦ'-2)（Ⓧ'-2）（Ⓨ'-2）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ'-2'）Ⓑ　Ⓑ'（Ⓒ'-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ'-2）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別		□　時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項	
（1）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない
（2）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）
（3）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
（4）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（5）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（6）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（7）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（8）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない

Ⅰ－２	
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備予定年　　年度）
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率(発電端・HHV)(%)													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　１　電気事業法第２条第１項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
２　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第９表６の「設計効率」の欄又は様式第 21 の特定－第９表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。
３　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
４　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
５　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
1	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
2	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
3	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第12表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第12表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定－第 12 表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		t－CO_2	―
（うち再エネ電力由来）		t－CO_2	―
（うち再エネ熱由来）		t－CO_2	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t－CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t－CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t－CO_2
④①～③の合計		t－CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									

前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の所在地　：〒

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl												
	揮発油		kl												
	ナフサ		kl												
	ジェット燃料油		kl												
	灯油		kl												
	軽油		kl												
	Ａ重油		kl												
	Ｂ・Ｃ重油		kl												
	石油アスファルト		t												
	石油コークス		t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	㎥												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	㎥												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
	石炭コークス		t												
	コールタール		t												
	コークス炉ガス		㎥												
	高炉ガス		㎥												
	発電用高炉ガス		㎥												
	転炉ガス		㎥												
	その他	都市ガス	㎥												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
非化石燃料	黒液		t												
	木材		t												
	木質廃材		t												
	バイオエタノール		kl												
	バイオディーゼル		kl												
	バイオガス		㎥												
	その他バイオマス		t												
	RDF		t												
	RPF		t												
	廃タイヤ		t												
	廃プラスチック		t												
	廃油		kl												
	廃棄物ガス		㎥												
	混合廃材		t												
	水素		t												
	アンモニア		t												
	その他	（　　）	GJ												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		産業用以外の蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		温水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		冷水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		その（　　）	GJ												

| | | |

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

４　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。

４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。

５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。

６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体		主たる事業		t－CO_2
		細分類番号		
		当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定－第５表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　別	合　計　量
１．	$t-CO_2$
２．	$t-CO_2$
３．	$t-CO_2$
４．	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
④ ①～③の量の合計量
⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ ①及び②の量の合計量
④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料		原油（コンデンセートを除く。）	kl								
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
		揮発油	kl								
		ナフサ	kl								
		ジェット燃料油	kl								
		灯油	kl								
		軽油	kl								
		Ａ重油	kl								
		Ｂ・Ｃ重油	kl								
		石油アスファルト	t								
		石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t								
		石油系炭化水素ガス	㎥								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	㎥								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
		石炭コークス	t								
		コールタール	t								
		コークス炉ガス	㎥								
		高炉ガス	㎥								
		発電用高炉ガス	㎥								
		転炉ガス	㎥								
	その他	都市ガス	㎥								
		（　　）	GJ								
		小計	GJ								
非化石燃料		黒液	t								
		木材	t								
		木質廃材	t								
		バイオエタノール	kl								
		バイオディーゼル	kl								
		バイオガス	㎥								
		その他バイオマス	t								
		RDF	t								
		RPF	t								
		廃タイヤ	t								
		廃プラスチック	t								
		廃油	kl								
		廃棄物ガス	㎥								
		混合廃材	t								
		水素	t								
		アンモニア	t								
	その他	（　　）	GJ								
		（　　）	GJ								
		小計	GJ								
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		産業用以外の蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		温水	GJ								
		うち非化石	GJ								
		冷水	GJ								

電気	上記以外の買電		うち非化石	GJ							
		その他	（　）	GJ							
			うち非化石	GJ							
		その他使用した熱	地熱	GJ							
			温泉熱	GJ							
			太陽熱	GJ							
			雪氷熱	GJ							
			その他（　）	GJ							
			（　）	GJ							
		小計		GJ							
		うち非化石		GJ							
	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh							
		うち非化石		千kWh							
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh							
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh							
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh							
		上記以外の自己託送		千kWh							
		うち非化石		千kWh							
		重み付け非化石		千kWh							
		（　）		千kWh							
		うち非化石		千kWh							
		重み付け非化石		千kWh							
		他事業所からの供給		千kWh							
		うち非化石		千kWh							
	自家発電	重み付け非化石		千kWh							
		太陽光		千kWh							
				kW							
		風力		千kWh							
				kW							
		地熱		千kWh							
				kW							
		水力		千kWh							
				kW							
		その他非燃料由来の非化石	（　）	千kWh							
				kW							
			（　）	千kWh							
				kW							
		その他燃料	化石	千kWh		※1					
			非化石	千kWh		※1					
		その他熱	化石	千kWh		※1					
			非化石	千kWh		※1					
		小計		千kWh							
		うち非化石		千kWh							
		重み付け非化石		千kWh							
合計 GJ											
うち非化石 GJ											
原油換算 kl						ⓐ				ⓑ	ⓑ’
うち非化石 kl											
前年度原油換算 kl											
対前年度比（%）											

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			使用量	
			数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh		
	５月	千 kWh		
	６月	千 kWh		
	７月	千 kWh		
	８月	千 kWh		
	９月	千 kWh		
	１０月	千 kWh		
	１１月	千 kWh		
	１２月	千 kWh		
	１月	千 kWh		
	２月	千 kWh		
	３月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ’－ⓑ－ⓑ’） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）		

備考　ⓐ’はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化時間帯別電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表ⓒ)		

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度
非化石電気の使用状況 ＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□　月別	□　時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標
						年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）－2　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（3）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（4）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない

	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない
（5） ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5）－2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6） 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定			□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
（7） 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（8） 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない	

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1） 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2） 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（2－1） 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2－2） 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2－2）－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（3） 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

（４）　熱の動力等への変換の合理化				
（４－１）　蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（４－２）　発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定 熱利用 □　実施している □　実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設の際、判断基準どおり措置した □　新設の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □　実施している □　実施していない 副生物混焼 □　実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（４－２）－２ 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（４－３）　コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定 熱利用 □　実施している □　実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □　実施している □　実施していない 副生物混焼 □　実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）　放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）　電気の動力、熱等への変換の合理化				
（６－１）　電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６－２）　照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（%）						
設計効率（%）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（%）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（%）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。

２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。

３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。

４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。

５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第５　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
（２）他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
（３）他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の３にも、必要事項を記載すること。
４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
２　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記入すること。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。

3　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定－第10表の５の１及び５の２に記載すること。

5の1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

2　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5の2　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　1　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

2　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

3　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考　1　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

2　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

3　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・　（Ⓐ-1）

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ’

⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。

⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1）

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ’

⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）

⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）

⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）

⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。　（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・　（Ⓐ-1）

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’

-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1）、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・（Ⓨ’-1）

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。
①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓖ’-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ’-1）
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1））$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ）$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ’-1）×（Ⓚ’-1）×（Ⓛ’-1）×（Ⓜ’-1））$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’）$^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第10表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

２７　特定－第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第12表及び指定－第10表の記入に当たっては、特定－第12表及び指定－第10表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第十九を次のように改める。

様式第19（第52条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第５３条の規定に基づき、次のとおり報告します。

第１表　事業者の名称等

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
担当者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度									
			連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量							
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl										
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl										
	揮発油	kl										
	ナフサ	kl										
	ジェット燃料油	kl										
	灯油	kl										
	軽油	kl										
	A重油	kl										
	B・C重油	kl										
	石油アスファルト	t										
	石油コークス	t										
	石油ガス 液化石油ガス（LPG）	t										
	石油ガス 石油系炭化水素ガス	千m³										
	可燃性天然ガス 液化天然ガス（LNG）	t										
	可燃性天然ガス その他可燃性天然ガス	千m³										
	石炭 輸入原料炭	t										
	石炭 コークス用原料炭	t										
	石炭 吹込用原料炭	t										
	石炭 輸入一般炭	t										
	石炭 国産一般炭	t										
	石炭 輸入無煙炭	t										
	石炭コークス	t										
	コールタール	t										
	コークス炉ガス	千m³										
	高炉ガス	千m³										

	発電用高炉ガス	転炉ガス	その他 都市ガス	その他 （　）	小計	黒液	木材	木質廃材	バイオエタノール	バイオディーゼル	バイオガス	その他バイオマス	RDF	RPF	廃タイヤ	廃プラスチック	廃油	廃棄物ガス	混合廃材	水素	アンモニア	その他 （　）	その他 （　）	小計	産業用蒸気 うち非化石	産業用以外の蒸気 うち非化石	温水 うち非化石	冷水 うち非化石
	千m³	千m³	千m³	GJ	GJ	t	t	t	kl	kl	千m³	t	t	t	t	t	kl	千m³	t	t	t	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ

	電気事業者 電気事業者	うち非化石	小計	うち非化石	その他 その他 （　）	うち非化石	その他 （　）	その他 地熱	その他 温泉熱	その他 太陽熱	その他 雪氷熱	その他 その他 （　）	電気 電気事業者から の買電 うち非化石	電気 上記以外の自己託送	電気 自己託送 非化石電気	電気 オフサイト型PPA （重み付けなし）	電気 オフサイト型PPA （重み付けあり）	電気 上記以外の買電 うち非化石	電気 上記以外の買電 重み付け非化石	電気 上記以外の買電 （　）	電気 上記以外の買電 うち非化石 重み付け非化石	自家発電 太陽光	自家発電 風力	自家発電 地熱
	千kWh		GJ		GJ		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh

水力	千kWh												
	kW												
その他〔非燃料由来の非化石〕	（　）	千kWh											
		kW											
	（　）	千kWh											
		kW											
その他〔燃料〕	化石	千kWh		※1		※1							
	非化石	千kWh		※1		※1							
その他〔熱〕	化石	千kWh		※1		※1							
	非化石	千kWh		※1		※1							
小計		千kWh											
うち非化石		千kWh											
重み付け非化石		千kWh											
合計　GJ													
うち非化石　GJ													
原油換算　kl													
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比（%）													

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第３表　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
		非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） Ⓐ	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	Ⓒ=Ⓐ−Ⓑ−Ⓑ’	Ⓒの構成割合（%） Ⓓ=Ⓒ/Ⓤ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 Ⓕ=Ⓒ/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 Ⓖ	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） Ⓗ=Ⓕ/Ⓖ×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） ①=Ⓓ×Ⓗ/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				①
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				②
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				③
事業者全体		（Ⓢ）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	Ⓤ（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	Ⓦ	Ⓧ	Ⓨ=Ⓦ/Ⓧ×100 （Ⓩ）=①+②+③+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ、Ⓦ、Ⓧ、Ⓨは記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ）」が算出できる場合は、事業分類ごとのⒶ、Ⓑ、Ⓑ’、Ⓒ及び事業者全体のⓈからⓎまで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ）」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第４表　連携省エネルギー措置に関する事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ	Ⓚ	Ⓛ	Ⓜ	

備考　第３表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（％）Ⓩ」を求めた場合は、対前年度比(％）のみ記入する。

備　　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　第２表１の使用量の欄には、連携省エネルギー措置に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

５　第２表１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

６　第２表１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

７　第２表１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

８　第２表１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

９　販売した電気の量は、第２表１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１０　第２表１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１１　第２表１のうち GJ を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、PJ（ﾍﾟﾀｼﾞｭｰﾙ）に代えて記入することができる。

１２　第２表１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を第２表１の下に注記すること。

１３　第２表１、第４表１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１４　第３表の欄Ⓔ「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１５　第３表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１６　第３表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする。

（１）連携省エネルギー措置に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討する。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位Ⓦが算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位Ⓦを求める。

①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・Ⓐ

②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ

③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’

④Ⓐ－Ⓑ－Ⓑ’・・・Ⓒ

⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑥事業分類ごとのⒸ及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値Ⓤ、Ⓥを求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位Ⓦ＝Ⓤ／Ⓥが求められる。
⑦Ⓦと前年度の原単位Ⓧの比・・・Ⓨ

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位Ⓦが算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比Ⓩを求める。
①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・Ⓐ
②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
④Ⓐ－Ⓑ－Ⓑ’・・・Ⓒ
⑤事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・Ⓓ
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦エネルギー消費原単位・・・Ⓒ/Ⓔ＝Ⓕ
⑧前年度のエネルギー消費原単位・・・Ⓖ
⑨事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・Ⓗ
⑩事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比ⒽをⒹの重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。 Ⓩ＝①＋②＋③＋・・・

１７　第４表１の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
・エネルギー消費原単位
５年度間平均原単位変化（%）＝（Ⓙ×Ⓚ×Ⓛ×Ⓜ）$^{1/4}$（%）

様式第二十一を次のように改める。
様式第 21（第 57 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年　　月　　日

住　　所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８４条第３項、第８５条第３項、第８６条第３項又は第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
銘柄コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	Ａ重油	kl												
	Ｂ・Ｃ重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス　液化石油ガス（LPG）	t												
	石油ガス　石油系炭化水素ガス	㎥												
	可燃性天然ガス　液化天然ガス（LNG）	t												
	可燃性天然ガス　その他可燃性天然ガス	㎥												
	石炭　輸入原料炭	t												
	石炭　コークス用原料炭	t												
	石炭　吹込用原料炭	t												
	石炭　輸入一般炭	t												
	石炭　国産一般炭	t												
	石炭　輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	㎥												

	高炉ガス	発電用高炉ガス	転炉ガス	その他	都市ガス	その他	小計	黒液	木材	木質廃材	バイオエタノール	バイオディーゼル	バイオガス	その他バイオマス	RDF	RPF	廃タイヤ	廃プラスチック	廃油	廃棄物ガス	混合廃材	木炭	アンモニア	その他		小計	産業用蒸気	うち非化石	他者から購入した熱 産業用以外の蒸気	うち非化石	温水	うち非化石	冷水	うち非化石
	千㎥	千㎥	千㎥		千㎥		GJ	t	t	t	kl	kl	千㎥	t	t	t	t	t	kl	千㎥	t	t	t			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ

地熱		千kWh													
		kW													
水力		千kWh													
		kW													
その他非燃料由来の非化石	（　）	千kWh													
		kW													
	（　）	千kWh													
		kW													
その他燃料	化石	千kWh		※1								※1		※1	
	非化石	千kWh		※1								※1		※1	
その他熱	化石	千kWh		※1								※1		※1	
	非化石	千kWh		※1								※1		※1	
小計		千kWh													
うち非化石		千kWh													
重み付け非化石		千kWh													
合計　GJ															
うち非化石　GJ															
原油換算 kl			Ⓢ-1				Ⓣ		Ⓣ'	Ⓢ-2					
うち非化石 kl															
前年度原油換算 kl															
対前年度比（%）															

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること

2　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

4　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　1　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-1）＝（Ⓐ-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）＝（Ⓒ-1）/（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）＝（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）＝（Ⓕ-1）/（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）＝（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（①-1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（②-1）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（③-1）
事業者全体		（Ⓢ-1） （合計）	（Ⓢ-1’） （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ’ （合計）	（Ⓤ-1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）＝（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。

２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。

４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。

５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2’）－Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（①-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（②-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（③-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2’）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100 （Ⓩ-2）＝（①-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ’（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2’）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ'-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-1）の構成割合（%） （Ⓓ'-1）=（Ⓒ'-1）/（Ⓤ'-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ'-1）=（Ⓓ'-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ'-2）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ'-1'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ'-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ'-1）	（Ⓧ'-1）	（Ⓨ'-1）=（Ⓦ'-1）/（Ⓧ'-1）×100 （Ⓩ'-1）=（Ⓘ'-1）+（Ⓘ'-2）+（Ⓘ'-3）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-1）（Ⓧ'-1）（Ⓨ'-1）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ'-1）Ⓑ Ⓑ'（Ⓒ'-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ'-1）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-2）=（Ⓐ'-2'）×-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-2）の構成割合（%） （Ⓓ'-2）=（Ⓒ'-2）/（Ⓤ'-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-2）=（Ⓒ'-2）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-2）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-2）=（Ⓕ'-2）/（Ⓖ'-2）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ'-2）=（Ⓓ'-2）×（Ⓗ'-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ'-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（②'-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（③'-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ'-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ'-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ'-2）	（Ⓧ'-2）	（Ⓨ'-2）=（Ⓦ'-2）/（Ⓧ'-2）×100	（Ⓩ'-2）=（Ⓘ'-2）+（②'-2）+（③'-2）+…

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　（Ⓦ'-2）（Ⓧ'-2）（Ⓨ'-2）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ'-2'）Ⓑ Ⓑ'（Ⓒ'-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ'-2）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別		□　時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない	
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）	
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	

善を行うこと。		
（7）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。善を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（8）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
Ⅰ－2		
1　工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
（1）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （整備予定年　　年度）	
（3）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（4）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001の活用状況	□ 認証取得している □ 認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □ 検討していない	
全　体　評　価	総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している	

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

2　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

3　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

4　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率(発電端・HHV)(%)													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
２　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第９表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第９表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。
３　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
４　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
５　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
1	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
2	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
3	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人か

ら供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第12表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第12表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定－第 12 表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減
相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	$t-CO_2$
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
	③①及び②の合計	$t-CO_2$
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl												
	揮発油		kl												
	ナフサ		kl												
	ジェット燃料油		kl												
	灯油		kl												
	軽油		kl												
	A重油		kl												
	B・C重油		kl												
	石油アスファルト		t												
	石油コークス		t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
	石炭コークス		t												
	コールタール		t												
	コークス炉ガス		千m³												
	高炉ガス		千m³												
	発電用高炉ガス		千m³												
	転炉ガス		千m³												
	その他	都市ガス	千m³												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
非化石燃料	黒液		t												
	木材		t												
	木質廃材		t												
	バイオエタノール		kl												
	バイオディーゼル		kl												
	バイオガス		千m³												
	その他バイオマス		t												
	RDF		t												
	RPF		t												
	廃タイヤ		t												
	廃プラスチック		t												
	廃油		kl												
	廃棄物ガス		千m³												
	混合廃材		t												
	水素		t												
	アンモニア		t												
	その他	（　　）	GJ												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		産業用以外の蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		温水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		冷水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		その（　　）	GJ												

| | | |

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

４　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。

４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。

５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。

６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
1	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
2	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
3	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体		主たる事業		t－CO_2
		細分類番号		
		当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定－第５表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　別	合　計　量
１．	$t-CO_2$
２．	$t-CO_2$
３．	$t-CO_2$
４．	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
④ ①～③の量の合計量
⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ ①及び②の量の合計量
④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	石油ガス	原油（コンデンセートを除く。）	kl								
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
		揮発油	kl								
		ナフサ	kl								
		ジェット燃料油	kl								
		灯油	kl								
		軽油	kl								
		Ａ重油	kl								
		Ｂ・Ｃ重油	kl								
		石油アスファルト	t								
		石油コークス	t								
		液化石油ガス（LPG）	t								
		石油系炭化水素ガス	ｔm³								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	ｔm³								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
	石炭コークス		t								
	コールタール		t								
	コークス炉ガス		ｔm³								
	高炉ガス		ｔm³								
	発電用高炉ガス		ｔm³								
	転炉ガス		ｔm³								
	その他	都市ガス	ｔm³								
		（　　）	GJ								
	小計		GJ								
非化石燃料	黒液		t								
	木材		t								
	木質廃材		t								
	バイオエタノール		kl								
	バイオディーゼル		kl								
	バイオガス		ｔm³								
	その他バイオマス		t								
	RDF		t								
	RPF		t								
	廃タイヤ		t								
	廃プラスチック		t								
	廃油		kl								
	廃棄物ガス		ｔm³								
	混合廃材		t								
	水素		t								
	アンモニア		t								
	その他	（　　）	GJ								
		（　　）	GJ								
	小計		GJ								
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		産業用以外の蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		温水	GJ								
		うち非化石	GJ								
		冷水	GJ								

電気	上記以外の買電		うち非化石	GJ								
		その他	（　）	GJ								
			うち非化石	GJ								
		その他使用した熱	地熱	GJ								
			温泉熱	GJ								
			太陽熱	GJ								
			雪氷熱	GJ								
			その他（　）	GJ								
			その他（　）	GJ								
		小計		GJ								
		うち非化石		GJ								
	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh								
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh								
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh								
		上記以外の自己託送		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		（　）		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
		他事業所からの供給		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
	自家発電	重み付け非化石		千kWh								
		太陽光		千kWh								
				kW								
		風力		千kWh								
				kW								
		地熱		千kWh								
				kW								
		水力		千kWh								
				kW								
		その他（非燃料由来の非化石）	（　）	千kWh								
				kW								
			（　）	千kWh								
				kW								
		その他（燃料）	化石	千kWh		※1						
			非化石	千kWh		※1						
		その他（熱）	化石	千kWh		※1						
			非化石	千kWh		※1						
		小計		千kWh								
		うち非化石		千kWh								
		重み付け非化石		千kWh								
合計 GJ												
うち非化石 GJ												
原油換算 kl						ⓐ				ⓑ		ⓑ’
うち非化石 kl												
前年度原油換算 kl												
対前年度比（%）												

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			使用量	
			数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh		
	５月	千 kWh		
	６月	千 kWh		
	７月	千 kWh		
	８月	千 kWh		
	９月	千 kWh		
	１０月	千 kWh		
	１１月	千 kWh		
	１２月	千 kWh		
	１月	千 kWh		
	２月	千 kWh		
	３月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ’－ⓑ－ⓑ’） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）		

備考　ⓐ’はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2　電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表ⓒ)		

3　非化石エネルギーの使用状況

	年度
非化石電気の使用状況 ＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

2　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□　月別		□　時間帯別	
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

3　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標
						年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（1）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（2）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（2）－2　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（3）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（4）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		

BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない	
（5）－1　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5）－2　太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6）　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定			□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない				
（7）　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（8）　事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない		
全体評価			総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している		

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（1）　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2）　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
（2－1）　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2－2）　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2－2）－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（3）　廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない	

	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 当該年度に設備を新設・更新していない	
（4） 熱の動力等への変換の合理化					
（4－1） 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－2） 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定 熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－2）－2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－3） コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定 熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					

（5－1） 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5－2） 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6） 電気の動力、熱等への変換の合理化					
（6－1） 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6－2） 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
全体評価		総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している			

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（%）						
設計効率（%）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（%）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（%）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。

２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。

３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。

４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。

５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第５　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
（２）他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
（３）他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の３にも、必要事項を記載すること。
４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
２　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記入すること。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。
3　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定－第10表の５の１及び５の２に記載すること。

5の1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5の2　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　1　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
2　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
3　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考　1　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
2　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
3　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・　（Ⓐ-1）

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ’

⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。

⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1）

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Ⓐ-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・ Ⓑ’

⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）

⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）

⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）

⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・　（Ⓐ-1）

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1）、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・（Ⓨ’-1）

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。
①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓖ’-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ’-1）
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1））$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ）$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ’-1）×（Ⓚ’-1）×（Ⓛ’-1）×（Ⓜ’-1））$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’）$^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

２７　特定－第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第三十を次のように改める。

様式第 30（第 79 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１５条第１項又は第１１９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）								
主たる事業									
細分類番号									
主たる事業を所管する大臣									
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

第１表　エネルギー使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分		算定方法	前年度からの変更	エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分を除いたエネルギー使用量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分のエネルギー使用量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		航空機（　　）		有／無			
合　計　GJ							
うち非化石　GJ							
原油換算 kl					Ⓑ－１	Ⓑ－２	
うち非化石　kl							
前年度原油換算 kl							
対前年度比（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量 数値	エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分を除いたエネルギー使用量GJ 数値	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分を除いたエネルギー使用量GJ 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分のエネルギー使用量GJ 数値	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分のエネルギー使用量GJ 熱量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		その他（　　）	（　　）						
			（　　）						
	委託輸送	貨物自動車（　　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　　）						
			（　　）						
		船舶（　　）	Ａ重油	kl		kl		kl	
			Ｂ・Ｃ重油	kl		kl		kl	
			（　　）						
		鉄道（　　）	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
			（　　）						
		航空機（　　）	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
			（　　）						
合計									

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送距離（km）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均燃費
							連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
					数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		その他（　）	（　）								
			（　）								
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		船舶（　）	A重油		kl		kl		kl		km/l
			B・C重油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
		鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
			電気		千kWh		千kWh		千kWh		km/千kWh
			（　）								
		航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
			揮発油		kl		kl		kl		km/kl
			（　）								
合計											

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		燃料	最大積載量（kg）	輸送量（千トンキロ）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均積載率	（参考）エネルギー消費原単位（kl/トンキロ）
								連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
						数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　）		kl		kl		kl			
		その他（　）	（　）										
			（　）										
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	

				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		船舶	（　　）										
			（　　）										
		鉄道	（　　）										
		航空機	（　　）										
合計													

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
５　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
６　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

２　荷主連携省エネルギー措置の実績

２－１　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

２－３　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

第２表　エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比（%）
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 （名称：　　）（単位：　　）	Ⓐ	

第３表　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓑ－１） ／ エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓐ）		
原単位＝ エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓑ－２） ／ エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓐ）		

第４表　複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓒ－１	Ⓓ－１	Ⓔ－１	Ⓕ－１	
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比（%）		Ⓒ－２	Ⓓ－２	Ⓔ－２	Ⓕ－２	

２　非化石エネルギーの使用状況

２－１　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車						
		実績					目標年度における定量目標の目安	目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台		台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦	台	台	台	台	台		台
電動車割合（参考）	（①+②+③+⑦）／⑥	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%	%

２－２　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

２－３　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ以下）への転換に関する事項及び参考情報

２－４　充電設備の設置数（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①+③）
	年度	
口		台

２－５　その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

２－６　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車					
		実績					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦	台	台	台	台	台	台
電動車割合（参考）	(①+②+③+⑦)／⑥	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%

２－７　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

２－８　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ超）への転換に関する事項及び参考情報

第６表　エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

２　非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１　共通的な取組

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	責任者の配置実施中 □ 全ての部門で設置している □ 大半の部門は設置している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	計画の策定 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	報告と指示 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない
	社内研修体制の整備 □ 整備済み □ 整備中 □ 未整備	エネルギー使用実態等のより正確な把握 □ 実施している □ 実施していない	エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 □ 実施している □ 実施していない	燃料使用量の情報提供及び算定方法 □ 情報提供なし □ 情報提供あり－燃料法 □ 情報提供あり－燃費法 □ 情報提供あり－トンキロ法 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	輸送ルートの工夫 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	燃費向上のための貨物の輸送の見直し □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
	計画的な貨物の輸送 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
準荷主との連携	貨物の輸送頻度等の見直し □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			

２　主に企業向けの大口貨物の配送　　有・無

対象項目				
大口貨物の配送効率向上	積み合わせ輸送の利用 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	適正車種の選択 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	時間的猶予の確保 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	エコドライブの推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない
	自営転換の推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	鉄道および船舶の活用の推進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	車両等の大型化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	

３　主に消費者向けの小口貨物の配送　　有・無

対象項目				
小口貨物の配送効率向上	日時や受取場所の指定 □ 輸送事業者が対応不可 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	日時や受取場所の通知・変更への対応 □ 輸送事業者が対応不可 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	同梱やまとめ送りの促進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
	再配達削減のための取組			
	消費者への啓発の取組			

第８表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

３　電気の需要の最適化に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。⑵及び⑷は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化及び移転したもの、⑶は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有するものとする。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

６　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考４⑵及び⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考４⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化

炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

5　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t－CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t－CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t－CO_2
④①～③の合計		t－CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量

④ ①～③の量の合計量

⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記１又は２の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものであることの有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定による提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

荷主認定－総括表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第１２条第２項に定める数値以上の荷主の一覧

１　認定管理統括荷主

認定管理統括荷主番号	認定管理統括荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係荷主

管理関係荷主番号	管理関係荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

荷主認定－第１表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号又は認管理関係荷主番号						
特定排出者番号						
事業者の名称						
法人番号						
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）					
代表者の役職名						
代表者の氏名						
主たる事業						
細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						

荷主認定－第２表　エネルギー使用量等

１　エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分		算定方法		エネルギー使用量 熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
				前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	委託輸送	貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		船舶（　　）		有／無			
		鉄道（　　）		有／無			
		航空機（　　）		有／無			
合　計　GJ							
うち非化石　GJ							
原油換算 kl					Ⓑ－１	Ⓑ－２	
うち非化石　kl							
前年度原油換算 kl							
対前年度比（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　）						
			（　）						
		その他（　）	（　）						
			（　）						
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　）						
			（　）						
		船舶（　）	Ａ重油	kl		kl		kl	
			Ｂ・Ｃ重油	kl		kl		kl	
			（　）						
		鉄道（　）	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千kWh		千kWh		千kWh	
			（　）						
		航空機（　）	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
			（　）						
合計									

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送距離（km）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均燃費
							連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
					数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		その他（　）	（　）								
			（　）								
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油		kl		kl		kl		km/l
			軽油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
			（　）								
		船舶（　）	Ａ重油		kl		kl		kl		km/l
			Ｂ・Ｃ重油		kl		kl		kl		km/l
			（　）								
		鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
			電気		千kWh		千kWh		千kWh		km/千kWh
			（　）								
		航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
			揮発油		kl		kl		kl		km/kl
			（　）								
合計											

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分				輸送量（千トンキロ）	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				（参考）平均積載率	（参考）エネルギー消費原単位（kl/トンキロ）
								連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
			燃料	最大積載量（kg）		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
	自家輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		その他（　）	（　　）										
			（　　）										
	委託輸送	貨物自動車（　）	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
				500～1,499		kl		kl		kl		%	
				1,500～		kl		kl		kl		%	
			軽油	～999		kl		kl		kl		%	
				1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
				2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
				4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		船舶	（　　）										
			（　　）										
		鉄道	（　　）										
		航空機	（　　）										
合計													

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
５　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
６　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１.	kWh	kl	%
２.	kWh	kl	%
３.	kWh	kl	%

２　荷主連携省エネルギー措置の実績

２－１　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

２－３　荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

荷主認定－第３表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
３　燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。
４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。⑵及び⑷は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化及び移転したもの、⑶は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有するものとする。
⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量
⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量
５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の３にも必要事項を記載すること。
６　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考４⑵及び⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の５及び７にも必要事項を記載し、備考４⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の３に記載すること。

５　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量

～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t－CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t－CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t－CO_2
④①～③の合計		t－CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記１又は２の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものであることの有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定による提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

４　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

６　作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。

７　第１表、付表１、付表２及び付表３の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第１表並びに付表１、付表２又は付表３の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。

８　第１表の識別の欄には、付表１、付表２及び付表３の識別の欄と共通の番号を記入すること。

９　第１表の区分の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

１０　第１表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。

１１　第１表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。

１２　付表１の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１３　付表１の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

１４　付表１の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１５　付表１のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

１６　付表１のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

１７　付表１補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

１８　付表２の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

１９　付表２の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。

２０　付表２の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

２１　付表２の平均燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離（km）}}{\text{エネルギー使用量（数値）}}$$

２２　付表２のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

２３　付表２補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２４　付表３の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

２５　付表３のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）とエネルギー使用量（kl）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位（kl／トンキロ）} = \frac{\text{エネルギー使用量（kl）}}{\text{輸送量（千トンキロ）}\times 1000}$$

２６　付表３のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

２７　付表３補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２８　第２表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。

２９　第３表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。

３０　第５表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

３１　第５表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり（荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「－１」を「－２」と読み替えるものとする。）。

$$\text{５年度間平均原単位変化（\%）} = ((\text{Ⓒ}-1)\times(\text{Ⓓ}-1)\times(\text{Ⓔ}-1)\times(\text{Ⓕ}-1))^{1/4} \quad (\%)$$

３２　第５表の「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。

一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送

二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

３３　「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。

３４　第６表は、（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記入すること。ただし「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

３５　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

３６　電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。

３７　荷主認定－第２表、荷主認定－付表１、荷主認定－付表２、荷主認定－付表３、荷主認定－第３表の記入に当たっては、第１表、付表１、付表２、付表３、第９表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して産業競争力の強化を図るためには、事業者が行う研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化をすることが必要であるもの、国際標準化をすることが必要であるもの、知的財産権の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開することが重要であることに鑑み、法第二十一条の十七に規定する産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査の適切な実施を確保し、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において、「特許権等」とは、次の各号に該当するものをいう。

一　次のいずれかに該当するものであること。

イ　特許権

ロ　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物

二　前号ロに該当する場合、その著作物が次のいずれかに該当するものであること。

イ　機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムの著作物

ロ　機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム、及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラムの著作物

ハ　機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムのうち、当該事業者により、次に掲げる研究開発活動によって製作されたプログラムの著作物

(1)　機械学習アルゴリズムを実現する研究開発活動

(2)　機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかな研究開発活動

三　専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものでないことが明らかであること。

2　この省令において、「関連者」とは、法人で、他の法人との間に次に掲げる関係のあるものをいう。

一　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係

二　二の法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人。第五号において同じ。）によってそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三　次に掲げる事実その他これに類する事実（次号及び第五号において「特定事実」という。）が存在することにより二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該他方の法人の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該一方の法人の役員若しくは使用人であった者であること。

ロ　当該他方の法人がその事業活動の相当部分を当該一方の法人との取引に依存して行っていること。

ハ　当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していること。

四　一の法人と次に掲げるいずれかの法人との関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該一の法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

五　二の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの法人に該当する場合における当該二の法人の関係（イに規定する一の者が同一の者である場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　一の者が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

3　前項第一号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

4　前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に掲げる割合の合計割合）をいう。

一　前項の他方の法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が同項の一方の法人により所有されている場合　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の法人との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を当該一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

5　第三項の規定は、第二項第二号、第四号及び第五号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

6　第一項及び第二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。

（産業標準化及び国際標準化の動向等に関する調査）

第三条　経済産業大臣は、法第二十一条の十七の規定に基づき、事業者が行う研究開発と一体的に行う事業活動であって、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化をすることが必要であるもの、国際標準化をすることが必要であるもの、知的財産権の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものの実施の状況について調査を行うことができる。

2　経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じてその内容について評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする。

（知的財産権の活用の状況に関する調査）

第四条　経済産業大臣は、法第二十一条の十七の規定に基づき、毎年度、事業者の知的財産権の活用の状況に関する事項であって、次の各号に掲げる事項について調査を行うことができる。

一　事業者の行う居住者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）又は内国法人（同条第二項第一号の二に規定する内国法人をいう。ただし関連者であるものを除く。）に対する特許権等の譲渡に関する事項のうち、次のイからニまでの事項

イ　当該特許権等の内容

ロ　当該特許権等の取得又は製作に関連する研究開発の実施の状況

ハ　当該特許権等の取得又は製作に関連する他の者の特許権等の活用の状況

ニ　当該譲渡の実施の状況

二　事業者の行う他の者（当該事業者の関連者であるものを除く。）に対する特許権等の貸付け（特許権等に係る権利の設定その他他の者に特許権等を使用させる行為を含む。）に関する事項のうち、次のイからニまでの事項

イ　当該特許権等の内容

ロ　当該特許権等の取得又は製作に関連する研究開発の実施の状況

ハ　当該特許権等の取得又は製作に関連する他の者の特許権等の活用の状況

ニ　当該貸付けの実施の状況

2　経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じて同項各号に掲げる事項の内容について評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする。

（知的財産権の活用の状況に関する事項の証明の申請）

第五条　事業者は、前条第一項各号に掲げる事項について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。

2　経済産業大臣は、前項の証明に当たり、前項における基準に適合するかどうかを判断しようとする場合であって、当該知的財産権の活用に係る事業分野の実態を考慮する必要があると認めるときは、あらかじめ、当該知的財産権の活用に係る事業を所管する大臣の意見を聴くことができる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告　示

官　庁　発　表

官　庁　事　項

令和７年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第１項の規定に基づき、同項に規定する令和７年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

令和７年３月27日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

令和７年度輸入食品監視指導計画

１　目的

本計画は、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

２　本計画の適用期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。

３　輸入食品等の現状等

⑴　輸入食品等の現状

令和５年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品等は、輸入届出件数が約235万件、輸入重量が約2,987万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約４割であり、供給熱量ベースで約６割を国外に依存する状況となっている。

また、令和６年12月に公表した令和６年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）では、同年４月から同年９月までの輸入届出件数は約125万件【120万件】、輸入重量は約1,170万トン【1,110万トン】、検査件数は約10万５千件【10万２千件】であり、うち食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）違反件数は374件【379件】であった（【】内は前年度同時期の数値。数値はいずれも速報値。）。

⑵　令和６年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概況

厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査項目の追加や検査機器の整備など輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査等による法違反発見時や輸出国における食品等の回収情報等を得た場合、モニタリング検査※1、検査命令※2等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国の衛生管理対策を推進するため、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査や個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、輸入牛肉等に係る輸出国段階での衛生管理について現地調査を行った。

※１　モニタリング検査：法第28条第１項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

※２　検査命令：法第26条第２項又は第３項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。

４　令和７年度における輸入食品監視指導について

⑴　輸入食品等の監視指導の実施体制

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第４条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、以下の措置を講ずる。

①　本省は、輸出国の生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生に関する規制等の情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。

② 本省は、法違反等が判明した際には、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずるとともに、違反事例について、法第69条の規定に基づき公表する。

③ 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

④ 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第60条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。

⑤ 検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査等により、法第13条第１項又は第18条第１項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合性をはじめとする法への適合性について確認する。

⑥ 検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。

⑦ 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条第２項又は第３項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。

⑧ 検疫所は、食品等事業者の責務として輸入者の自主的な衛生管理の実施を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。

⑨ 検疫所は、法違反が判明した際には、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用等（以下「廃棄等」という。）の措置を講ずるよう指導するとともに、違反原因の調査及び報告を求めるなどにより、再発防止を図らせる。

⑩ 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者等による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

⑵ 令和７年度の輸入食品監視指導の基本的方向

令和７年度の輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）においては、これまでの対策を継続して進めるとともに、輸入される食品等の動向を踏まえ、引き続き、検疫所の食品衛生監視員の資質向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていく。

モニタリング検査については、より効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努める。また、モニタリング検査結果等を踏まえ計画的に実施し、年度途中においても、監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直しや検査の強化を検討する。

さらに、経済連携協定等の進展、食品流通のグローバル化等に伴う輸入状況の変化がある中で、輸入食品に関する課題に対応するため、輸入時検査を中心とした監視体制に加え、二国間協議、現地調査等を通じて、輸出国での生産等の段階における安全性を効果的に確保する取組及び輸入者による自主的な衛生管理対策の推進を継続していく。

5 令和７年度輸入食品監視指導の具体的内容

⑴ 輸入届出の確認等により重点的に監視指導を実施すべき事項

① 法第27条の規定に基づく輸入届出による確認

検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第６条各号（販売等を禁止される食品及び添加物）、第10条第２項（病肉等の販売等の禁止）又は第16条（有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止）に該当する食品等でないこと、法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第12条の規定に基づき定められた添加物であること及び法第13条又は第18条に規定する規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収、行政検査等により確認する。

② 法第28条第１項の規定に基づくモニタリング検査

ア モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数（以下「モニタリング計画」という。）を策定する。なお、過去の検査の結果、違反が発見されない検査についても、一定の検査数を確保して実施する。さらに、効率的な検査実施に必要な体制の整備について検討を行う。

令和７年度のモニタリング計画は、別表第１のとおり約100,000件とし、引き続き、アフラトキシンや病原微生物等の健康被害発生のおそれが高いと見込まれる項目について重点的に検査を実施する。なお、輸入動向、検査の結果や違反の状況、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査結果、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生状況及び不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング計画を見直す。

また、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例、輸入時における農産食品の違反の状況等を勘案し、ポジティブリスト制度※3に対応した農薬等の検査を着実に実施する。

※３ 農薬等のポジティブリスト制度：農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度をいう。

イ モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画で計画された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。また、より効果的に検査を実施するために幅広い食品等に対し検査を実施するよう努める。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品等については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があり、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等の管理の検証を目的としてモニタリング検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所別又は食品群別の検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて見直しを行う。

なお、緊急の場合等には、法第28条第４項の規定に基づき、登録検査機関に試験事務を委託する。

ウ モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合、都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合又は健康被害発生の可能性が高いと見込まれる事案が確認された場合に、検疫所に対して、必要に応じて当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における農薬等の使用状況を把握するため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係る検査率を引き上げる。

さらに、法違反食品が摂取されることを防止するため、結果が判明する期間を従来よりも短縮できる検査を引き続き実施する。

エ　モニタリング検査の強化の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下のⅰ又はⅱにより、モニタリング検査の強化を解除し、通常の監視体制とする。

ⅰ　輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられ、その有効性が確認された場合は、モニタリング検査の強化を解除する。

ⅱ　モニタリング検査の強化を開始した日から１年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がないときは、原則としてモニタリング検査の強化を解除する。

③　法第28条第１項の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、輸入者が過去に輸入したことのない食品等が輸入される場合（以下「初回輸入時」という。）、輸出国での衛生管理が特に重要な食品等が輸入される場合、輸送途中で事故が発生した場合等において、必要に応じて検査を実施する。

また、上記の場合を含め、必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する貨物確認検査についても引き続き実施する。

④　法第26条第２項又は第３項の規定に基づく検査命令

ア　検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合として、以下のⅰ又はⅱにより、検査命令の対象とする。なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響等について分かりやすく説明するよう努める。

ⅰ　輸出国や我が国において健康被害が発生している場合若しくは健康被害が発生するおそれのある場合又はアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。

ⅱ　同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び衛生管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

イ　検査命令の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下のⅰ又はⅱにより、検査命令を解除する。

ⅰ　輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。

ⅱ　検査命令の通知の日以降、直近の法違反事例の判明した日（検査命令の通知の日以降に法違反事例がない場合は当該検査命令の通知の日）から２年間新たな違反事例がないもの又は１年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、原則、検査命令を解除する。

その後、当該輸入食品等に係る検査項目のモニタリング検査を実施する場合は、必要に応じて検査率を引き上げて検査することとする。なお、検査率を引き上げている期間中に法違反が発見された場合には、直ちに検査命令の対象とする。

⑤　法第９条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率がおおむね５％以上の場合等であり、生産地等における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合等において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して検討を行い、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、厚生科学審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

⑥　海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省庁、国立医薬品食品衛生研究所、国立健康危機管理研究機構（ＪＩＨＳ）、輸出国政府、世界保健機関（ＷＨＯ）の国際食品安全情報ネットワーク（ＩＮＦＯＳＡＮ）等を通じて、海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。

また、調査の結果、我が国への法違反食品等の輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等に対し、その流通状況及び在庫状況等の調査並びに必要に応じ、輸入者等に対して検査、回収等を指導するよう指示・依頼するとともに、検疫所に対し、検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

⑵　輸出国段階における衛生管理対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における衛生管理対策の推進を図る。

①　我が国の食品衛生に関する規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品衛生に関する規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品、本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が実施する食品衛生の規制等に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

②　二国間協議、現地調査等

本省は、検査命令の対象となっている輸入食品等のほか、法違反の可能性が高い輸入食品等については、輸出国政府等に対し、法違反の原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請し、輸出国の生産等の段階における衛生管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

また、輸出国における対日輸出食品の衛生管理対策を効果的に推進するため、我が国への輸出量の多い国及び経済連携協定等の関連国のほか、令和６年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）における、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等に係る法第６条各号違反並びに農薬、動物用医薬品、微生物及び添加物の規格基準に係る法第13条第２項又は第３項違反が多数を占めているなどの状況を踏まえ、計画的に情報収集や必要に応じて現地調査を実施する。

このほか、輸入牛肉等の安全性確保のため、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、現地調査を実施して輸出国における衛生管理対策の確認を行う。

さらに、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の措置が輸入要件である獣畜及び家きんの肉及び臓器の輸出国や、衛生証明書の添付が求められる乳及び乳製品並びにふぐ及び生食用かきの輸出国に対して、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、現地調査による輸出国における衛生管理対策の確認等を行うほか、食品衛生上の問題発生時における二国間協議等を行う。

③　技術協力等

本省及び検疫所は、我が国の食品衛生管理規制等の周知、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等を行う。

⑶　輸入者による自主的な衛生管理の推進

輸入者を含む食品等事業者は、食品安全基本法第８条第１項において、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとされている。また、法第３条第１項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

これらを踏まえ、検疫所は、法違反を未然に防止し、適切な輸入届出とするため、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な衛生管理の推進を図る。

①　輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品衛生上の規制、輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な衛生管理を推進する観点から、輸入食品等の違反及び衛生問題の情報、新たに制定された規格基準並びに輸出国における食品衛生に関する規制等について適時適切に提供するとともに、講習会、輸入届出時等において、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導する。

輸入者に対する基本的な指導事項は別表第２のとおりとし、輸出国及び品目に応じて更に必要な事項について指導を行う。加工食品については、「「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について」（平成20年６月５日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添１「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づき、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況、製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸入者に対して輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないことを確認するとともに、加工食品ガイドラインに基づくチェックリスト等を用いて原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

いわゆる「健康食品」（医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品）として販売される食品にあっては、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（ＧＭＰ）に関する指針（ガイドライン）」について」（令和６年３月11日付け健生食基発0311第２号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）に基づき、錠剤、カプセル剤等食品の原材料の製造、販売等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行い、安全性確保に向けた輸入者の自主的な取組を行うよう指導し、食品に利用可能な成分であるか、食経験を十分に有するものであるか、国内外の健康被害事例がないかの確認など、必要に応じて医薬品担当部局とも連携し、安全性の確保に努めるよう指導する。また、国内外の健康被害事例等を受けて本省が注意喚起している成分等を含む食品にあっては、適切な管理を実施するよう指導する。さらに、法第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指定した成分等を含む食品にあっては、「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準」（令和２年厚生労働省告示第121号）に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度※4について、本年６月１日の完全施行に向けて、引き続き、輸入者に対し、当該制度の周知を図るとともに、我が国に輸入される食品用器具・容器包装が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

※４　食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度：平成30年の法の改正により導入された制度。安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具・容器包装への使用を原則禁止とする仕組みをいう。

さらに、生産者等を通じて正確かつ最新の情報を入手して適正な輸入届出を行うよう指導し、また、初めて輸入する食品等及び食肉、水産物等の輸出国での衛生管理が特に重要な食品等に対しては、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であるかの確認に努めるよう指導する。継続的に輸入される場合にあっては、原材料、製造方法等に変更がないこと、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であること及び輸入届出時に提示する自主検査等の成績書の品目と輸入届出貨物が同一であることについて十分確認するよう指導する。

これらの取組に加え、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等について情報提供する。

②　輸入前指導の実施

①の指導事項を踏まえて、生産者等から必要な資料を入手することなどを通じて、事前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品成分の含有の有無、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬への該非等を確認し、食品等としての安全性を確認するよう指導する。

また、関係団体等が開催する国際展示会等において検疫所から担当者を積極的に派遣すること、関係団体と連携を図りながら輸入前指導の実施体制の強化を図ることなどにより、輸入前指導を一層推進し、法違反食品等の輸入の未然防止に努める。

輸入者が過去に輸入したことのない食品等や同種の食品等にて過去に法違反事例又は衛生問題が確認されている食品等については、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページ、講習会等を通じて周知し、さらなる輸入前指導の促進を図る。

輸入前指導において自主検査の結果を確認した場合には、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を輸入届出による確認の際に活用する。

輸入前指導の結果については、検疫所間において情報の共有を図り、効果的な監視指導を実施する。

③　輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、法に適合しないことが判明した場合には、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

④　自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準及び添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導を徹底する。

また、継続的に輸入される場合にあっては、①の指導事項を踏まえ、定期的に規格基準及び添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の法違反事例等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

⑤　輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年８月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第１条の３第２項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」を踏まえ、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録等を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

また、モニタリング検査を実施する場合において、法違反食品が摂取されることを防止するため、法違反判明時に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、「「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」（平成28年10月７日付け生食輸発1007第１号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知）により通知した、当該記録等の提出について指導する。

⑥　輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者のほか、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、①から⑤までの指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者が食品安全に関する知識を習得するよう努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について、輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談するよう促すなど、情報提供を行う。

⑷　法違反等が判明した場合の対応

検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、以下のとおり、輸入者に対し、廃棄等又は迅速な回収、原因究明及び再発防止対策を指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

①　輸入時の検査等で法違反が発見された場合

ア　法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

イ　法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、必要に応じて回収の命令等を行い、措置状況について報告を求める。

このため、検疫所は、輸入者による回収等が円滑に行われるよう、本省に対し、法違反の輸入食品等に係る輸入時のロット構成、輸入者の名称及び所在地並びにその他の必要な情報（以下「法違反食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。

また、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、法違反食品等に係る情報を通報するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。

これらの取組に加え、本省は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第１項及び第２項の規定に基づき、消費者庁との情報共有を図る。

②　国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第１項の規定に基づく収去又は検査をいう。）、販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品等については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

③　再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

ア　違反原因の調査及び報告

当該食品等の法違反の原因について調査及び報告を求め、法違反の再発防止の指導を行う。法違反が発覚して３か月を経過しても原因が判明しない場合は、調査の進捗状況の報告を求める。

イ　輸入再開時の改善結果報告

同一製品の輸入を再開する場合は、改善が図られたことをアの原因調査により確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

④　法第60条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者、法違反により健康被害を発生させ、若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因の改善及び再発の防止措置を講じさせること並びにその他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

本省は、「食品衛生法第55条第２項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について」（平成18年１月10日付け食安発第0110003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第55条第２項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）」に基づき、違反率がおおむね５％以上等の要件に該当し、営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。それでもなお、衛生管理が不十分と認められた場合等は、必要な措置が執られるまでの間、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

また、検疫所は、法違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品等についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

⑤　悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出、法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入等、犯罪があると思料するときは、告発をするとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

⑥　違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第69条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については１年間に限り公表する。）。また、輸入者の名称等の公表に併せ、違反食品等の廃棄、回収等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

⑸　関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進

本省及び検疫所は、ホームページ、厚生労働省公式ＳＮＳ（食品安全情報Ｘ（旧Twitter）等）を活用し、輸入食品等の安全性確保に関する情報を分かりやすく、広く国民へ積極的に提供するとともに、意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努める。

①　モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

②　二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国段階の衛生管理対策の推進等のため実施した二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

③　本計画に基づく監視結果の公表

本省は、本計画に基づくモニタリング検査及び検査命令等の検査の実施状況並びに検査結果の概要、監視指導結果の年度推移、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等について、翌年度の８月を目途に公表する。また、４月から９月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

④　食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、監視指導計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施する。また、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を開催するほか、ホームページや厚生労働省公式ＳＮＳ（食品安全情報Ｘ（旧Twitter）等）を活用し、監視指導計画の内容、監視指導の状況等を消費者、事業者等へ情報提供を行い、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努める。

⑤　その他

検疫所は、消費者を対象とした見学の受入れ等を実施し、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

⑹　その他監視指導の実施のために必要な事項

①　食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

②　検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、モニタリング検査等が適正に実施されるよう、登録検査機関の監督を所管する地方厚生局の技術的助言を得て、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第１

食　品　群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,100	5,850
	残留農薬	2,100	
	添加物	240	
	病原微生物	690	
	成分規格等	690	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	1,800	10,200
	残留農薬	1,500	
	添加物	1,100	
	病原微生物	3,700	
	成分規格等	2,100	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,200	5,630
	残留農薬	1,400	
	添加物	300	
	病原微生物	1,200	
	成分規格等	410	
	遺伝子組換え食品	60	
	放射線照射	60	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,600	16,930
	残留農薬	3,100	
	添加物	1,510	
	病原微生物	4,720	
	成分規格等	4,000	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,900	19,050
	残留農薬	10,400	
	添加物	950	
	病原微生物	2,000	
	成分規格等	200	
	カビ毒	2,100	
	遺伝子組換え食品	380	
	放射線照射	120	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	720	21,590
	残留農薬	5,800	
	添加物	3,500	
	病原微生物	3,000	
	成分規格等	3,400	
	カビ毒	4,200	
	遺伝子組換え食品	510	
	放射線照射	460	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	800	7,200
	添加物	4,000	
	成分規格等	1,200	
	カビ毒	1,200	

飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	430	2,050
	添加物	1,000	
	成分規格等	500	
	カビ毒	120	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,500	1,500
検査強化食品分※3	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、ＳＲＭ除去	10,000	10,000
総　　計（延数）※2			100,000

※１：検査項目の例
- 抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- 残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- 添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- 病原微生物：腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス等
- 成分規格等（病原微生物を除く。）：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- 遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- 放射線照射：放射線照射の有無

※２：検査件数は、食品群別又は検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※３：輸入時の法違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第２

	輸入時における危害要因等（代表的な事例）	事前の確認事項	定期的確認事項（初回輸入時を含む。）	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般（共通事項）	・有毒、有害物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔 ・異物の混入	・原材料の受入れ、製造、加工工程等における有毒、有害物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有毒、有害物質等の確認	・事故や不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	・病原微生物による汚染	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・指定外添加物の使用 ・添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合	・原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと ・使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること	・定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認	
	・規格基準不適合（清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等）	・成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること ・放射線照射による殺菌等が行われていないこと（ばれいしょの芽止めを除く。） ・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称、割合等の生産者、製造者への確認 ・必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法への適合の確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 ・最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
	・安全性未審査の遺伝子組換え食品	・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・ゲノム編集技術応用食品のうち、安全性審査の必要性の有無	・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 ・定期的なゲノム編集技術応用食品の有無の確認 ・ゲノム編集技術応用食品であった場合、事前相談による確認	・適正な管理

農産物及びその加工品	・アフラトキシン、パツリン等のカビ毒(穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)	・収穫、輸送及び保管時におけるカビの発生防止対策	・定期的な試験検査によるカビ毒の確認	・カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理
	・植物性自然毒（シアン配糖体等）	・自然毒の有無の確認 ・製造、加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること ・有毒、有害植物の混入防止対策	・定期的な試験検査による自然毒の確認	
	・放射性物質汚染（きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等）	・採取地域が放射性物質汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認	
	・腸管出血性大腸菌Ｏ157等の病原微生物による汚染（生食用野菜）	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・残留農薬	・農薬の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・収穫前後における農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認	・収穫後における農薬の使用の有無
	・安全性未審査の遺伝子組換え食品（とうもろこし、パパイヤ等）	・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策	・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認	・適正な管理
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（生鮮野菜）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料、漂白剤等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	
畜産物及びその加工品	・腸管出血性大腸菌Ｏ157、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物による汚染（食肉、ナチュラルチーズ等）	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・放射性物質汚染（トナカイ肉、ビーフエキス等）	・生産地域が放射性物質汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認	
	・衛生証明書の不備（食肉、食肉製品、乳、乳製品）	・生産国又は輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項		・衛生証明書の確認
	・牛海綿状脳症（牛肉、牛由来製品）	・生産地域が輸入禁止対象国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来の牛肉等の混入や使用がないこと		
	・牛海綿状脳症（めん羊肉、山羊肉等）	・生産地域が牛海綿状脳症発生国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来のめん羊肉等の混入や使用がないこと		
	・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（食肉）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	

	・ヒスタミン	・原材料の受入時における確認 ・製造、加工工程等における温度管理が適切になされていること	・定期的な試験検査によるヒスタミンの確認	・ヒスタミンの生成による危害の発生を防止するための適切な温度等の管理
いわゆる「健康食品」	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品成分の含有	・医薬品成分を含まないこと	・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認	
	・有毒、有害成分の含有	・輸出国における食経験等 ・健康被害情報の有無 ・指定成分等含有食品は、製造及び加工基準に適合していること ・錠剤、カプセル剤等の製造等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行うこと	・輸出国における食経験が十分にあることの確認 ・国内外の健康被害事例がないことの確認 ・製造及び加工基準に適合していることの確認	
添加物及びその製剤	・指定外添加物の使用 ・規格基準不適合	・添加物の正確な名称、基原物質及び抽出溶媒の種類 ・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合 ・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと	・定期的な試験検査による成分規格の確認	・保存基準の遵守
水産物及びその加工品	・腸炎ビブリオ等の病原微生物による汚染（切り身、むき身の生食用鮮魚介類等）	・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 ・加工基準の遵守	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・保存基準の遵守 ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・生食用かきの成分規格、加工基準及び保存基準の不適合	・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること	・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認	・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・保存基準の遵守
	・下痢性・麻痺性貝毒（貝類）	・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること	・定期的な試験検査による貝毒の確認	
	・有毒ふぐの混入	・輸入が認められている魚種であること ・魚種鑑別による異種ふぐの混入防止対策		・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・魚種鑑別による異種ふぐの混入がないことの確認
	・衛生証明書の不備（生食用かき、ふぐ）	・輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項		・衛生証明書の確認
	・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入（南方産ハタ、ブダイ、カマス等）	・漁獲海域の確認 ・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策		・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認
	・残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（鮮魚介類等）	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料、一酸化炭素等）が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	・鮮紅色等の有無の確認

器具、容器包装及びおもちゃ	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認	
	・ポジティブリスト以外の物質の含有（合成樹脂製の器具及び容器包装）	・ポジティブリストに掲載された物質であること	・定期的なポジティブリストの確認	

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　関東地方整備局長　岩崎　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百五十七号
(三) 占用を制限する区域　　区域
東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一から東京都江東区新木場四丁目六番地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十八日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

近畿地方整備局公示

円山川水系円山川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年３月27日　　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　桟橋一式（国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　兵庫県豊岡市城崎町戸島地先の一級河川円山川水系円山川の河川敷
(2)　当該工作物を除却した日　令和７年２月20日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和７年２月20日
(2)　保管の場所　兵庫県豊岡市立野地先　国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所六方防災ステーション立野拠点
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課に申し出ること。
なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第９項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
5　問い合わせ先　兵庫県豊岡市幸町10番３号　国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課　電話0796―26―2545

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 占用を制限する区域　　区域
北海道常呂郡置戸町字北光六八番一から同町字北光一五五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五号
(三) 占用を制限する区域　　区域
小樽市銭函一丁目二八番一から同市銭函一丁目二八番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部